

環境審査顧問会原子力部会
議事録

1. 日時：平成18年2月16日(木) 14:00～16:30
2. 場所：経済産業省別館11階1120共用会議室
3. 出席者：
(顧問)
沖山部会長、和田部会長代理、河野顧問、中園顧問、藤原顧問、山下顧問、吉澤顧問

(経済産業省)
高取統括環境保全審査官、金子環境審査班長 他
4. 議題：環境影響評価方法書の審査について
・九州電力(株)川内原子力発電所3号機増設計画
5. 議事概要：
(1) 開会の辞
(2) 配布資料の確認
(3) 九州電力(株)川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書に係る審査に当たり、事務局から住民意見の概要及び事業者の見解書、鹿児島県知事意見、現地調査における質問事項への回答、補足説明資料及び審査書(案)について説明がなされた。

<住民意見の概要及び事業者の見解書について>

- 【顧問】18ページに山彦現象についての意見があるが、事業者はそれに対して見解を示していない。山彦が起きることにより環境保全に影響があるとは思わないが、無視するのはよくないので触れておいた方がよいのではないかと。
- 【経済省】騒音の調査地点を追加してほしいという意見であり、その地点については調査地点として適切ではないということを見解としてまとめている。
- 【顧問】この地域の環境省のデータを見ると、もともと道路交通騒音の環境基準をオーバーしており、道路交通が激しいということは理解するが、山彦についての見解も検討してほしい。
もう一点は、騒音観測地点、計測地点がマクロな形で方法書に書いてあるが、どんな所にマイクロフォンを置いているのか情報はあるのか。どこに観測地点を設定したのか教えてほしい。
- 【経済省】マイクロフォンの位置等の詳細についてはこれから事業者が検討することになる。
- 【顧問】縦覧者の数を見ると峰山地区が多いようだが、峰山地区とはどの辺りなのか。

<鹿児島県知事意見について>

- 【顧問】カラフトワシについて、鹿児島県知事意見としては、重要種ではないが珍鳥であり貴重種に準じた形で調査してほしいとしており、それを踏まえて経済産業大臣勧告するとしているが、勧告までする必要はあるのか。事業者は、住民意見に対する事業者見解の中で、鳥類調査の中でカラフトワシを含めて環境影響調査をするという意思表示をしており、国が決められている重要種でない種について、工事中についての調査をカラフトワシだけについて行う、しかも評価項目として改めて項目選定して評価をして下さい、と勧告するのは重すぎるのでは

ないか。

- 【経済省】方法書では動物について土地又は工作物の存在及び共用に関して予測・評価するとしているが、現在発電所アセス省令を改正している内容の中に、動植物に対する工事中の影響についても評価項目として検討しなさい、ということがあり、カラフトワシへの工事中の影響について県知事意見があったので、工事中についても予測・評価をするよう検討した方がよいと判断したものの。
- 【顧問】カラフトワシだけのために、現状の法律の範囲では標準項目として取り上げなくていいものに対して、勧告という形でよいのか、重み付けの問題である。感情的には理解できるが、果たして勧告として審査書を作っているのか疑問に感じる。
- 【経済省】原子力については工事規模が大きいこともあり、住民意見や県知事意見についてはできるだけ勧告に取り入れる方向で従来から審査しており、大臣勧告として整理したものである。
- 【顧問】対象事業実施区域は県立自然公園になっており、自然の広い砂浜があるが、計画ではここが埋立に使われる。事業者は埋立が小さくなるように努力し、検討経緯についても記載することとしている、という記載は、県知事意見を勧告に盛り込まない理由と矛盾しているのではないか。
- 【経済省】埋立による影響については陸域地形や海域地形で予測・評価される。事業者は影響を少なくする方向で検討し、それを準備書に記載するという事。
- 【顧問】ここで「記載する」とは、環境の影響はすべて、景観、海流、海岸地形、潮流、生物等も全て含んで記載するという事によるのか。
- 【経済省】そのとおり。

< 質問事項への回答及び補足説明資料について >

- 【顧問】ウミガメについての記録は、データベースはあるのか。
- 【経済省】全体的な数字については調査文献があるが、具体的にどこの場所か等の詳細については聞き取り調査等による。
- 【顧問】積極的にデータを取っている組織があるわけではないということか。
- 【経済省】把握していない。
- 【顧問】久見崎は地形的には砂浜が広いようだが、このデータは目視でチェックしていたのか。
- 【経済省】実数であると聞いている。

< 審査書（案）について >

- 【顧問】植生図の凡例で、砂丘植生とハマニンニク - コウボウムギ群集がそれぞれ別凡例に示され間違っている。したがって審査書7ページの陸域の植物の2行目について、ハマニンニク - コウボウムギ群集は砂丘植生であり、しかも東北地方の砂丘植生なので、「及びハマニンニク - コウボウムギ群集」を削除し「砂丘植生が分布し」とするとよい。5行目から7行目の記述について、植生図ではシイ・カシ萌芽林以降は「代償植生」という言葉を使っているため、7行目は「自然林や二次林も部分的に見られる」とすれば間違いがない。海域の植物の4行目について、「*Chaetoceros affine*」のピリオドはいらぬ。
- 【経済省】拝承。
- 【顧問】7ページの海域の植物の下から2行目について、「海草類」の「草」は方法書では「藻」である。12ページの「ウミガメ」は「アカウミガメ」としていただきたい。
- 【顧問】住民意見、県知事意見が詳細に書いてあり、それを踏まえて追加項目を加えた審査書となっているので内容的にはよいと思う。2ページについて、3号機の出力が150万kWなのは分かるが、1,2号機の出力も書いてほしい。3号機は改良型とあるが、ウランの使用量が10%以上減るところが改良型である所以か。アセスメントには関係ないが、取放水温度差 Tが相変わらず7 で、しかも水中放流というのは

非効率でありもったいない。持論であるが、9 や10 くらいでも表面に出れば同じだと思う。10、11ページに、項目として「重要な地形及び地質」とあるが、何を指しているのか。

【経済省】方法書3-45ページに記載されているが、日本の地形レッドデータブックに載っている地形のこと。

【顧問】分かりにくいので誤解されるおそれがあるのではないか。

【顧問】審査書に注を入れたらどうか。

【経済省】拝承。

【顧問】カラフトワシに関して、工事の影響について評価項目として入れなくてはいけないということになると、他の重要種は入れなくていいのか、ということになりかねない。カラフトワシだから入れるのだ、ということであれば、この地点の特殊な話であることを明記すべき。特に車両影響となると、何故カラフトワシだけやらなければならないのか、ということになり、経緯を分からない人には理解できない。それが前例になってしまうと波及が大きいので慎重にすべき。

【経済省】カラフトワシは重要種ではないが、記載の表現について検討する。

【顧問】重要種でなくても大臣勧告として出れば波及は大きい。方法論としてシステムティックにやる上で、基本原則としてどういう考え方なのかを明確にすべきではないか。特殊な状況を表に出すのは好ましくないという気がする。事業者は調査をやると言っているのだから、勧告までしなくてよいというのが本音である。

【経済省】原子力については、対外的にも、できるだけ勧告として示したいと考える。

【顧問】海水淡水化装置に関して県知事意見が出されているが、真水を使った残りの海水は塩分濃度が2～3割上がっているのので、昭和47年当時、伊方発電所では重要な環境問題として取り上げられていたという経緯がある。経済産業省の環境審査において海水淡水化装置の塩分濃度問題についてどのように扱ってきたのか、履歴を確認して欲しい。今回の川内原子力の海水淡水化装置は、容量は120～130t/h程度の物なので、中型クラスだろうが、種類、型式、ヒートバランス、塩分濃度バランス等を確認して、海水の塩分濃度上昇についてどのように評価すればよいかを纏めておくべき。因みに、海水淡水化装置からの排水は、淡水化装置の設置の場所の相違により、温排水に放水する場合と、独立して海域に放水する場合とがある。「塩分濃度の上昇」＝「水質の汚濁」として水質汚濁防止法の対象となりうる可能性がある。論点整理して、想定問答を作っておくことを勧めます。

【経済省】拝承。

【顧問】5ページの水質の状況の3行目に「2地点において」とあるが、4地点中の2地点ということか。

【経済省】調査地点が2地点であり、全地点で環境基準に適合しているということ。

【顧問】評価項目に低周波が入っていないが、タービンや送風機などの回転機械がかなりあるので、背中に急峻な山があることから、苦情がくる可能性がある。低周波音は苦情の原因になりかねないので、最初から外さず入れておいた方がよいのではないか。

【経済省】事業者にそうした懸念を伝えるが、原子力発電所には周辺監視区域が設けられており、民家が離れていることから、評価項目の中に追加することまでは考えなくてもよいかと判断する。

(4) 閉会の辞

以上